

勘定体系についての問題と処理案(第2回総合部会提出メモ)

1.

(1) 国民所得勘定の設計と各種推計方法による推計値との関連について

(同 題)

勘定体系の設計においては、人的、物的の推計方法による推計値の採用の問題とは独立に、その設計を行なうこともできるが、しかし、とくに、当面の実際的問題は、各勘定項目の計数の決定にあることから、推計方法の差異による各種推計値をどのようにとり扱うかが問題となる。

(総合部会提案)

各部会では、一元化を基本としながら、各種の推計方法による推計値と、それらについての資料を検討し、総合部会と協議しながら、一元化に努める。

(結 論)

各部会とも、各種の推計をおこなって、それらを、比較検討し、さらに、ID作業と密接に連絡しつつ、妥当と考えられる推計値を、作成しつつある。したがって、この方針を貫いて、極力、一元化をすすめ、なお、残っている未解決の項目や部分については、勘定のバランスの観点からの検討をも加えて処理する。(勘定体系上の表章としては、総括勘定と、統合資本勘定に不適合を示すよう処理する。)

(2) 統合所得分配勘定の設置について

(同 題)

勘定体系の完全接合をはかり、各勘定項目間の整合性を高めることが、現行体系では必ずしも十分ではない。

(総合部会提案)

国民所得が、生産要素別にどのように分配されたかを示す統合所得分配勘定を新設して、完全接合方式の勘定体系とする。

(結 論)

統合所得分配勘定の新設には、各部会とも異論はないが、後述のように、「法人所得」に関して所得部会から意見が提出されている。

(3) 処分勘定と外国勘定における振替項目の表章について

(同 題)

現行体系においては、純計(*net*)あるいは総計(*gross*)とその表章が区々である。

(総合部会提案)

net あるいは *gross* のいずれがよいかについては、理論上の決め手はないので、すべて *gross* 表示することが、利用上も便利である。また、「経常」と「資本」の振替の区分は、ただちに実施は困難であるから、すべて「経常」振替として処理する。

(結論)

各部会とも、この処理について異論はないが、後述のように、財政分科会から、振替と税いがいの別の収入項目の新設が要望されている。

2. IOとNI勘定の統合における「国内」概念と「国民」概念について。

(問題)

IOでは「国内」概念をとっており、NI勘定では「国民」概念を採用している。

(総合部会提案)

NI主要勘定では、現行のとおり、「国民」概念を採用し（したがって、経済成長率は国民総生産で測る、など）、別に付属表を設けて、「国内」概念による表章を行なつて、IOとNI勘定との統合をはかる。

(結論)

各部会において検討した結果、特別の異論はないが、「国民」と「国内」の両者の概念による計数が要求されるので、若干の技術上、検討を要する点がある。

3. 国民所得主要勘定と付属表の体系ならびに各勘定項目の定義について

(問題)

この部分について、各部会から、総合部会資料No.2-3.

P1~21 23~24に示すような意見が提出されている。すなわち、

- 1) 「法人所得」の項目の存続 (同上 P1~5)
- 2) 「法人企業から家計および民間非営利団体への振替」の調整項目扱い。(同上 P6~10)
- 3) 付属表ノ-11における産業分類の問題
—— 事業所ベースと活動ベース、および分類の程度 ——
(同上 P11~15)
- 4) 付属表2-1は不可能のため除去。(同上 P15)
- 5) 付属表3-1における民間非営利団体の別掲(同上 P16~17)
- 6) 付属表5-1における投資の分類の修正。(同上 P17~21)
- 7) 国民総生産に対する(国民総支出)表の存続。(同上 P23~24)
- 8) 政府の処分勘定における「その他の雑収入」(仮称)の新設。

(結論 一果)

- 1) 小委員会議では、国民所得を分配の面で表示するため、経済主体別の所得形成を示す「法人所得」の項目が消滅する。
所得部会提案によると、国民所得の形成面と分配面が混在することとなり、また、個人が海外から受取る配当だけは「法人の配分勘定」における「個人配当」には含まれず、「個人貸付料・利子所得」の中に含めなければならなくなる懸

点がある。しかし、経済分析上の利用面からは「法人所得」の存在が便利である。

2) については、SNAなどの国際基準にしたがったためであるが、所得部会の米国方式の処理がむしろ、妥当と考えられる。

3) に関しては、基準年次については、両者の産業分類による表章を行ない、中間年次については、事業所ベースの産業分類による表章を重要系列とする処理が妥当であるが、「国内総生産」と「国民総生産」との差額である「海外からの純所得」の産業別配分は、なお技術的に検討を要する点である。

4) ～7)については、各部会からの提案の採用がむしろ、実際的に妥当であると考えられる。

4 用語法の改訂について

(問題)

現行の用語法が妥当か否かは検討を必要とする。

(総合部会提案)

余りに一般化した若干を除いて（たとえば国民総生産）、このさい用語法を改める方針で提案された。

(結論)

財政分科会を除いて、他の部会では、用語についての検討を行っていない。今後、早急に検討し、決定すべきである。

各 部 会 検 討 結 果 の 概 要 と 問 題 点

(審 議 会 資 料 No. 2 - 2)

目 次

は し が き

I 総合部会報告要旨

A 勘定体系小委員会

B 財政分科会

II 消費部会報告要旨

III 投資部会報告要旨

IV 所得部会報告要旨

V 第三次産業部会報告要旨

VI 以上に対する総合部会の意見

VII 審議会においてとりあげる必要があると思われる事項

は し が き

1 各部会はさきに関催された第1回審議会において明らかにされた方針に従って、国民所得勘定の改善、とくに産業連関表との統合などについて検討を行なってきた。その要点はおおむね次の3点に要約される。

- (1) 国民所得勘定体系の設計について
- (2) 物的推計と経済主体別推計の方法および推計結果たる計数の検討と、その取扱い方について——産業連関表との統合の認識と方法に関連して——
- (3) 国民所得勘定の特定項目の概念・定義およびその取扱いについて——例えば、財政における政府部門の範囲、家計外消費帰属利子など——

2 これらの問題について、各部会は項目ごとに小委員会を設け数回にわたって研究を行なった結果(資料No.2-1参照)、おおむね処理の方向が明らかとなり、さる9月17日の第2回総合部会において各部会の検討結果と意見の提示が行なわれた。その概要は以下のとおりである。

I 総合部会報告要旨

A 勘定体系小委員会

- 1 勘定体系については、総合部会に勘定体系小委員会を設け、「国民所得勘定体系の設計について」(案)(資料No.2-3参照)を作成し、各部会に提示してこれに対する各部会の意見

を求めた。

この案を設計するに当たって考慮した基本原則は、

- (1) できるだけ産業連関表との統合および国際比較が可能であること。
- (2) 完全適合の原則が貫徹されること。
- (3) 国民所得の諸計数の利用度の向上などである。なお、用語についても若干の改訂を提案した。

2 物的推計法と経済主体別推計法の推計結果の検討とその取扱いについては具体的に推計された各種推計値をその差異を明示して二元的に表示するか、一元的に調整して表示するかが問題となった。勘定体系小委員会としては、個々の基礎データ、推計方法に優劣順位をつけて精度の高いと判断される推計値について、総合部会と各部会が協議し、条件をつけながら勘定体系としてはできるだけ混合したかたちにおいて一元化するように努力する、という方針を決め、これを各部会に提示した。

3 これらの点に関する各部会の意見は、次章以降の各部会報告要旨のとおりであるが、9月17日の第2回総合部会における検討によっても必ずしもまだ結論をみるに至っていない。(なお、勘定体系案に対する各部会の修正意見は別途資料No.2-4にもとりまとめておく。)

B 財政分科会

- 1 財政分科会では①政府部門の範囲と分類、②租税および税外収入の範囲と分類、③補助金の概念、④振替支出の概念、⑤地方財政推計方法の改善、⑥政府投資の分類、⑦政府

部門における帰属計算、など7項目についての検討を行なった。これらの問題に対する判断の基準としては、国際比較、利用面、経済的本質から考えることとした。

これらは、いずれも政策立案、その他利用の面に大きな影響をもつものであるが、問題がきわめて技術的であるので重要な事項について検討結果の概要をのべることにする。

2 政府部門の範囲と分類

(1) 政府部門の範囲(例えば、電源開発(株)や帝都高速度交通営団を政府部門として取り扱うか否かの処理)については① 政府が全額出資していること、② 政府の強度の監督下におかれていること、③ 業務目的の性格からみて政府部門とみなすことが適当と思われること、などに基準を置いて決定すべきであるとされた。

(2) 政府部門を企業と非企業に分類する基準としては、概念的には *economic* なもの、具体的には① 独立採算性が規制され、② 財務諸表が作成されているものを企業とするが、例えば国立病院特別会計のようにSNAとの関係で疑問の余地のあるものについては国連事務局の意見をたずねることとした。

3 租税および税外収入の範囲と分類

(1) 直接税とは最終的に個人に帰属する所得の処分に課されるものであつて、要素費用に含まれるべき租税であり、間接税とは生産に際して課されるものであつて、要素費用に含まれず、企業の経費としての計上を認められ、市場価格の一部を

形成する租税である、とされた。

(2) 従来、税外収入として必ずしも強制的に徴収されない収入(例えば、病院収入、学校授業料など)も含まれていたが、これらを含めることは可処分所得の概念を不明確にするので除外することとし、財政収入面に別項をたてて計上する方針がきめられた。

4 補助金および振替支出の概念

(1) 補助金とは、市場価格を低める目的で、① 生産者の損失補填のため一方的に給付され、② 受給者の経常勘定として処理されるべきものであることなどが決められた。

(2) 振替支出とは、「政府の既貸サービスの経常購入」が不特定多数の国民を対象として共通に支出されるのに対し、国民福祉に関する一定の社会的基準に該当する特定範囲の個人を対象とする支出に限定されることとなり、またその名称も、「経常移転支出」と改めることが望ましいとされた。

5 政府部門の帰属計算

(1) 帰属賃貸料については、行政財源の民間への賃借は、民間建物の政府借上げと同様、例外的にしか存在しないので、帰属計算は行なわれない方が妥当とされた。

(2) 帰属利子については、第三次産業部門における民間部門の取扱い方針の決定結果をみたうえ、これに政府部門の特殊性をとり入れて決めることとなつた。

II 消費部会報告要旨

1. 消費部会では国民経済計算調査委員会の報告に示された家計調査法コモディティフロー法(産業連関推計の数値)、小売販売法小売評価法の各推計方法と推計結果の検討を行なうとともに、所得、消費貯蓄のバランスをみるために個人貯蓄の直接推計とその結果についての検討を行なった。

これらの諸推計はいろいろの長短はあるが、とくに小売評価法は(消費量×価格)によって算出する場合の価格あるいは企業消費分と個人消費との配分に問題があり、小売販売法は職場の売店などの販売分を含まず企業購入分が明らかでないこと、コモディティフロー法はマージン率および企業の購入あるいは財政などへの振り分け率に問題があるなどの欠点をもっている。

また、家計調査法も主人、小使、いわゆるへそくり消費がかなり脱漏しているほか、単身在帯の消費支出の延長データなどにも問題がある。いま、これら諸推計から得られた代表的な計数を示すと資料No2-5にみるよう、現在の段階では個人消費は家計調査法(へそくり消費を含まず)では8兆6,117億円で現行より9千億円、物的方法では9兆5,011億円で約2兆円大きくなっている。

これらのうちどれを採用すべきかが問題となるが、国民所得の個人消費支出が家計の支出を中心とするものである点も考慮し、家計調査法を中心とし、不備な点は他の物的方法で補ったものによって産業連関表との調整を行ない、できるだけ一元化することに努力することとなった。

2. 家計消費については、できるだけ国際基準によることとし、

SNAの考之方につとり従来家計外消費として個人消費に入れられなかった法定外福利費のうち個人消費として取扱うことが適当なもの(例えば官公社宅の家賃と一般家賃との差額相当分など)はこれを個人消費とし、交際費などあきらかに企業の消費とみられるべきものは企業経費として取扱うこととする。但し利用者の便利のためこれを別掲することに決定した。

3. なお、表章形式については国際比較および利用者の便利を考慮し、おおむね小委員会の提示にしたがうが、非営利団体の消費は品目分類ができないので、1本で独立項目として表章することとした。

II 投資部会報告要旨

1. 投資部会でも調査委員会の報告の趣旨につとり、設備投資については、コモディティ・フロー法と経済主体別法の検討を行なった。まず、経済主体別の推計は従来の方法に個人住宅の補正率(過少申告等)の引き上げ、非営利団体、新設法人などの従来脱漏していた部分の計上などの修正を行なった。なお在庫投資については主体別統計により、個人部分に若干の修正を加えた。また、経済主体別推計法、コモディティ法両方法は、国際比較をとりにれた表章を行なうためには双方ともに必要である。本部会では両方法の検討を行なったが、現段階における計数は資料No2-5にみるように、設備投資は主体別推計法によるものが4兆7,331億円で、従来の計数より2,390億円上回り、コモ法による計数は4兆9,503億円で、さらに2,000〜3,000億円上回って

いる。今後両者の相互チェックによりできるだけ精度を高めてゆく必要がある。

2. 表章形式については、民間資本形式の建設と生産者耐久施設とが分類できる表章を行なうようにする点を除き、原案のとおりとすることとなった。
3. 取り替え資産建設、設備工事などの取扱い、長期建設工事に関する投資支出の把握時期など概念、定義に類する若干の検討を行なった。

IV 所得部会報告要旨

1. 所得部会では従来の分配所得を調査委員会報告の趣旨に沿って改善するとともに生産所得の推計、および産業連関表付加価値との相互検討を行なった結果、生産所得は所得率などに相当に問題があり、分配所得、産業連関表の付加価値はいずれも若干の問題はあるが、その精度はかなり高いものと判断される。そこでいずれの推計値を総合勘定における「要素費用表示の国民所得」として採用するかについては分配所得を中心とし、物的方法によって補う混合一元法が採用されることになろう。とくに林水については分配所得はデータの的に問題があるので基準年度については産業連関表の方法を採用することが適当であるとの結論を得ている。現在の段階における分配所得の推計結果は資料№2-5にみるとおりで、総額1,1兆9,306億円となり、現行推計を4,113億円上回っている。なお産業連関表の計数もおおむねこれに近い計数となっている。

(2)

2. なお産業連関表との総合の橋渡しとなる「要素費用表示の産業別国内総生産」(附属表ii)については、I.O 作成年次については双方の計数を併せ表章することとなった。もっともその場合、両者の計数の差につき調整項目を設けるか、1本として表示するかについては必ずしも結論を得なかった。

3. 表章形式については

- (1) 勘定体系小委員会原案の「統合所得分配勘定」では法人所得が表章されず、法人留保、法人税が特掲され個人配当は個人の財産所得中に一括されたが、法人所得が勘定のいずれの部分にも表章されないことは利用上支障があるなどの理由により本勘定を「統合所得形成勘定」つまり原案の分配勘定を形成勘定とし、完全統合の原則を貫徹するため新たに「法人の処分勘定」を設けることを提案することとした。
- (2) 附属表2のii「国民所得の分配」のうち、a「法人企業から家計および民間非営利団体への振替」については、SNAの定義では実際上いかなる範囲を振替として取扱うべきかは明らかでないが、アメリカでは個人勘定の所得側にこれに類似したものが専業振替としてあげられており、これらは企業会計上経費として扱われる性質のものであつて、また国民所得計算法からも、要素所得の一部と考えることは適当でないと思われる。したがつて本表からこれを除き、「国民総生産と総支出勘定」借方および「個人処分勘定」貸方に法人企業からの振替として計上することとすることになった。
- (3) また附属表2のii「部門別所得形態別国民所得」はデータの制約から推計不可能のため削除すべきであるとの結論に達した。

V 第三次産業部会報告要旨

1. 第三次産業部会では、まずこの部会でとりあげるべき所得の範囲、第三次産業をどう概念するか、その内容をどう表章するかが検討された。

第三次産業は第一次産業、第二次産業に属さない産業であり、必ずしも第三次産業の名称はふさわしくない。むしろ「その他の産業」とすべきであろう。またとくに第一次、第二次、第三次との区分を国民所得統計で表章すべきか否かは問題がある。しかしかりに「第三次産業」ないし「その他産業」として表章する場合それは「サービスの提供を行なう産業」を中心に考えることが妥当であり、その場合、電気ガス、水道はこの部門より除外すべきである。この点、運輸通信業についても再検討を要する。なお、各項目の表章は詳細な方が望ましいが、たとえば医療、教育のように全く性格のことなるものでも一方がいちじるしく精度が落ちる場合でもそれが政府の発表となれば誤用される危険があるのでこれを分離し、細かに表章することは必ずしも適当でない。なお放送を通信業に入れることは問題ありとの意見があった。

2. 第三次産業部門の数字は産業別所得と産業連関の数字がかなり接近している。したがってこれを利用面を重視し、調整して一元化するが、両勘定の性格からみて異なるのが当然であり、くいちがいをもそのままとし二元的に表章するかの議論が行なわれたが両統計の利用面の限界を示すうえからも二元的に表章すべしとの意見が強かった。

3. 政府帰属賃賃料、帰属利子の取扱につき、政府帰属賃賃料に

ついてはその実態からみて帰属計算の必要なしと結論された。帰属利子については川口専門委員より、銀行を資金用役の生産、販売に従事する一つの企業とみなし、個人への帰属措置を排除する提案がなされた。これに対し銀行の企業活動と日本の特殊性を重視したこの考え方に賛成する意見もあつたが、国際基準を重視する立場からの反対、とくに本案のような取扱いは、企業の借入利子を企業利潤からの再分配とみる一般の理論的立場を放棄することになるという難点からの反対意見もあつた。しかしこうした難点もあるが現行の帰属取扱いも多くの問題をもっているので、イギリス流に帰属利子計算を行なわないのも一つの考え方とする意見もあり、結論を得るにいたらず総合部会と協議の上決定することになった。

VI 以上に対する総合部会の意見

1. 物的方法、経済主体別方法の推計結果は資料Ⅳの2-5にみるとおりで、支出の合計は、1,5兆4,977億円、所得の合計は、1兆9,306億円となっており、両者は所得と支出のバランスの面からもなお検討の余地がある。また物的方法による計数はまだ全項目についての推計が完了していないので必ずしもこれと対比はできないが、所得は主体別推計とほぼ一致するけれども、支出はさらに大きく上回る見込である。

そこでそのいずれを採用するか、またこれらの混合方式とするかについて各部会で論議されたようであるが、結論としては双方とも長短がある。しかし国民所得勘定の特性や基礎統計の現状な

どからみて、現段階においては経済主体別方法を中心とし、物的方法で大幅にこれを補う混合方式を採用することに落ちつきつつある。

なお、いろいろな方法によって算出された諸計数については、今後さらに産業連関表作成の過程でそれぞれ十分に検討し、妥当性のある計数に到達するよう努力することが必要と思われる。

2. 勘定体系、表章形式および用語などに関連しては、部会提案など若干問題を残し、おおむね各部会の提案どおり解決できると考えられる。

3. 国民所得勘定の特定項目の概念、定義および取扱については（例えば財政関係、家計外消費、法人所得の推計方法など）おおむね各部会の決定どおり承認されたが、第三次産業部会に関する帰属利子の取扱いの問題については結論が得られなかった。この点は小委員会において検討する必要があると思われる。

4. 35年の計数は産業連関表との関係で本年12月末までに、36年、37年の計数は39年1～3月中に検討する方針を決め、中間報告に36年、37年の計数をも含めるためには、デフレーター分科会、四半期統計分科会を予定より早めに発足させることに決定した。

Ⅶ 審議会において、とりあげる必要があると思われる事項

以上が各部会報告の概要であるが、以上からこんごの審議会の運営にあたって、とりあげる必要があると思われる事項を列举すれば、おおむね次のとおりである。

1. 勘定体系の妥当性について

産業連関表との統合、国際比較可能性の拡充および利用面から要求される国民所得統計の改善などの基本的要請に照らして、勘定体系、表章形式の妥当性を検討することが必要である。

2. 推計方法の相違によって生ずる計数の一元化について

現在までに各部会が検討した計数は資料1の2-5のとおりであるが、その妥当性の検討を審議頂くとともに、これを最終的に取りまとめるに当り、その前提として、物的方法や経済主体別方法による計数の相違に関連し、国民所得勘定のバランス的観点および経済の実態面からの評価検討による一元化とその限界、ならびに産業連関表との統合における計数の一元化への調整ないし、その限界については、慎重に検討する必要がある。

3. 計数確定の時期について

35年国民所得勘定の計数については、本年12月までに産業連関表と国民所得勘定の計数の調整を終了し、一応の確定を行ないたいのでその時期に、次会審議会を開催していただきたいと希望している。

4. 帰属利子の取扱いなど残された問題の処理について

これらの問題は、多分に専門技術的性格を含んでおり、その処理は関係の小委員会においておこなうことが適当と考えられるが、問題点についての御討議をいただき、大筋の考え方を決めていただく必要がある。

5. 国民経済計算の整備改善に関する基礎統計資料の体系的整備について

上述の異なる推計方法によって異なる計数が得られる問題などに端的に示されるように、国民所得勘定の作成の基礎となっている各種統計資料の性格や精度等について、体系的に研究し、改善の方向を探究することが不可欠である。この点に関しては、事務局において研究を進めているので、改善案を作成し関係省庁とこころご接衝をすすめてゆく必要があるが、問題の重要性がひろく認識されるよう、適切な措置が望まれるので、その基本的方向を明らかにしていただく必要がある。

勘定体系案に対する各部会の修正意見

(審議会資料 No. 2-4)

1. 勘定体系の設計にたいする修正案

の 主要勘定 2「総合所得分配勘定」を「総合所得形成勘定」に改めて、「法人所得」(国民ベース)の項目を設ける。勘定体系全体の完全接合を築くためには、新たに、「法人の配分勘定」(仮称)を設ける。この変更によって関連する勘定の形式は、以下のように改められる。

2 総合所得形成勘定 (修正)

雇用者所得 個人業主所得 <u>個人貸貸料・利子所得等</u> 法人所得 政府の事業および財産所得 (控除) 公債利子 <u>(控除) 消費者負債利子</u>	要素費用表示の国民所得
要素費用表示の国民所得	要素費用表示の国民所得

(注) 個人貸貸料・利子所得等のなかには、個人が海外から受取る配当が含まれ、次に配分勘定に示される個人配当には、この部分は含まれない。

法人の配分勘定 (新設)

個人配当 法人税等 法人留保	法人所得
法人所得	法人所得

3 個人の配分勘定 (修正)

個人消費支出 個人税および税外負担 社会保険にたいする負担 海外への振替 個人貯蓄	雇用者所得 個人業主所得 <u>個人貸貸料・利子所得等</u> <u>個人配当</u> (控除) 消費者負債利子 政府からの振替 海外からの振替
個人所得の処分	個人所得

(注) 上記の注を参照

(2) 「法人企業から家計および民間非営利団体への振替」は国民所得に算入せず、調整項目として処理する。この変更によって関連する勘定の形式は、以下のように改められる。

1 国民総生産と総支出勘定 (修正)	
要素費用表示の国民所得 資本減耗引当 <u>法人企業からの振替</u> 間接税 (控除)補助金	(原案に同じ)
市場価格表示の国民総生産	
3 個人の処分勘定 (修正)	
(原案に同じ)	雇用者所得 個人業種所得 <u>法人企業からの振替</u> 海外からの振替
個人所得の処分	個人所得

付属表 1-ii 国民所得の分配 (修正)

1 雇用者所得
"
2 農業およびその他の個人企業より家計が受取る所得
"
3 家計および民間非営利団体が受取る財産所得
a 賃貸料
b 利子
c 配当
4 法人留保
3 + 4 5 -----
(以下原案に同じ)

(注) 原案から「3d, 法人企業から家計および民間非営利団体への振替」の項目を削除するのが修正案である。

(3) 産業連関表との統合をはかる以上、付属表ではなく主要勘定において、“国内”概念による生産総額が容易に得られるような表示とすべきである。この提案を受入れた場合、関連する勘定の形式は以下のように変更される。

1. 国民総生産と総支出勘定 (修正)

(原案に同じ)	個人消費支出 政府の財貨サービス 経常購入 国内資本形成 財貨サービスの輸出 海外からの要素所得 受取 (控除) 財貨サービ スの輸入 (控除) 海外への要 素所得支払
市場価格表示の国民 総生産	市場価格表示の国民 総支出

6 統合外国勘定 (修正)

財貨サービスの輸出 海外からの要素所得 受取 海外から個人への振 替 海外から政府への振 替	財貨サービスの輸入 海外への要素所得支 払 個人から海外への振 替 政府から海外への振 替 外国にたいする債権 の純増
経常受取	経常支払

(4) 産業連関との統合をはかる以上、部門別国内生産勘定表(付表
ノ-1)は産業連関表が採用している表章形式に準拠すべきであ
る。この提案を受け入れた場合同表は以下のように変更される。

2 付属表における分類についての修正案

1) 産業分類について

付属表ノ-1)部門別国内生産勘定表およびノ-2)要素費用表示
の産業別国内純生産に肉して、基準年次においては、産業活動基
準と事業所(ないし企業)基準の産業分類を併用し、中間年次に
ついては、後者を採用する。分類の詳細は、以下に示すとおりと
する。

- | |
|--|
| 1 農業
2 林業
3 水産業
4 鉱業
5 製造業
a 食料品専製造業
b 繊維業
c パルプ、紙、紙加工品製造業
d 化学工業
e 窯業、土石製品製造業
k 鉄鋼業 |
|--|

子	非鉄金属製造業
ん	金属製品製造業
ん	機械製造業
よ	電気機械器具製造業
ん	輸送用機械器具製造業
く	その他
6	建設業
7	電気・ガス・水道業
8	運輸業
9	通信業
10	卸、小売業
11	金融・保険・不動産業
12	住宅所有
13	医療、教育
14	その他のサービス
15	公務

(注1) 放送 → 通信業

製造業 → 卸小売業

不動産賃貸業 → 金融・保険・不動産業

製造修理業 → その他のサービス

駐留軍労務者 → その他のサービス

(注2) 参考表として、オ1次産業、オ2次産業の区分は採用

するが「オ3次産業」の呼称は、不適当であるから、「その他の産業」に改める。

(2) その他の分類について

(i) 付属表3-1 支出品目別、支出形態別個人消費支出に關して、「民間非営利団体の消費支出」を一括表示する。

支出品目別・支出形態別・個人消費支出(修正)

1	食品	}	(民間非営利団体の消費支出を含まない。)
2	飲料		
3		
..... (以下ノ5まで原案に同じ)			
16	民間非営利団体の消費支出		
合計(家計および民間非営利団体の消費支出)			
1	耐久財	}	(民間非営利団体の消費支出を含まない。)
2	非耐久財		
3	サービス		

3 付属表1-iiiを削除と追加について

(i) 付属表1-iiiを削除して、「国民総生産に対する支出(国民総支出)」の表を新設する。

国民総生産に対する支出（国民総支出）（新設）

- 1 個人消費支出
 - 飲食費
 - 被服費
 - 光熱費
 - 住居費
 - 雑費
- 2 国内民間総資本形成
 - 総固定資本形成
 - 在庫品増加
- 3 経常海外余剰
 - 輸出と海外からの所得
 - （控除）輸入と海外への所得
- 4 政府の財貨サービス購入
 - 経常購入
 - 中央政府
 - 地方政府
 - 総資本形成
 - 中央政府
 - 地方政府
- 5 国民総生産に対する支出（国民総支出）

(2) 付属表2-1部門別所得形態別国民所得は作成不可能のため別

除する。

